

會合の事云々、前後の取置、諸君との
結果、五月十日以来、協同会、協議の
結果、五月十日以内、作業短縮を
せよとの申合あり、

其の申合は、取威の心より、若し違約
し、五月十日以上、罰金を科せらるる
申合あり、御感の通り、カ、イ、ハ、

此の會社に、申合は、極端に実行に意味
あり、且つ、會社存立、意味あり、概して、約二
割（廿四人）の解任あり、

二、年議、發生

五月十四日、會社、社長一人、一人、呼ぶ因果あり

解任
二十四日

會社の解任は、廿四人、若し、それ、兼取あり

解任者の中に、先醒方が、解任に、加當らざり

より、先、馳、トナリ、同業者、協同會、解任

余ト、先、洗、ケトリ、更、解任、年當、筆、教、案、ニ

添、り、テ、要、求、レ、テ、案、ナリ、

三、年議、發生

第一回、案、議、

日時、五月十五日

會社例

社長、駒井、久、其、職務、係、作、大野、垣、七、一、

細、分、例

信田、繁、花、市、原、春、吉、熊、谷、順、三、